

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援（中小・小規模事業者等の方向け）

R3.4.20現在

市の事業

県の事業

国の事業

その他の事業

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
減免・徴収猶予等	感染症に係る融資制度等に必要となる証明書の交付手数料の減免	手数料の減免	新型コロナウイルス感染症に係る融資制度等により証明書を必要とする方	証明書の交付手数料の減免 【減免対象】 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍附票の写し、戸籍一部事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、納税証明書	市民課 市民税課 収税課 淀江支所 [市民課] (0859) 23-5144 [市民税課] (0859) 23-5114 [収税課] (0859) 23-5102
	市税の徴収猶予についての相談	市税の徴収猶予	感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方	市県民税（普通徴収・特別徴収）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税などの税目が対象	収税課 (0859) 23-5105
資金繰り支援	感染症の影響で売上が減少した事業者が融資を受けた場合の利息補給	融資利息補給補助金（新型コロナウイルス感染症事業者支援特別対策事業）	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者	地域経済変動対策資金の融資を受けた場合の利息金額分の全額	商工課 (0859) 23-5219
	感染症の影響を受けた中小事業者に事業資金を貸出	新型コロナウイルス対策向けの地域経済変動対策資金	感染症の影響を受けた県内中小事業者	【貸付限度額】3億円 【償還期間】10年（うち据置5年）以内 【利率】 ・売上高等が5%以上減少している個人事業主又は15%以上減少している中小事業者 当初5年間 0%（固定金利） 6年目以降 1.43%（変動金利） ・上記以外の事業者 当初5年間 0.7%（固定金利） 6年目以降 1.43%（変動金利） 【信用保証率】0%	【県・市協調】 市：商工課 県：企業支援課 [商工課] (0859) 23-5217 [県企業支援課] (0857) 26-7453
	感染症の影響で売上が減少した事業者が融資を受けた場合の利息補給	新型コロナウイルス感染症特別利息補給事業	特別利息補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす事業者	日本政策金融公庫（日本公庫）、沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）及び日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応業務（危機対応融資）」等の特別利息補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす方に対し、貸付を受けた日から最長3年間にわたる利息相当額を一括して助成。 申請期限：令和3年12月31日（当日消印有効）	【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 新型コロナウイルス感染症特別利息補給制度事務局 【コールセンター電話番号】 0570-060-515 (平日・土日祝日 9時～17時)
事業継続支援	新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業所への応援金	新型コロナ克服緊急応援事業	県内に事業所を設置し営業を継続している事業者で、以下のいずれかの要件を満たす方 ・「新型コロナ対策認証事業所」の認証を受けた事業所であること ・「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」の届出をし、かつ業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染対策を徹底して行っていること	【給付金】1事業所につき一律10万円 【申請期限】令和3年3月31日（飲食店は令和3年4月30日）	【鳥取県】 くらしの安心推進課 (0857) 26-7159
	新型コロナ感染症BCPの実効性を高めるための取組を支援	コロナリスク対応型事業継続補助金	県内中小企業事業主等	【補助上限】1社につき50万円（補助率1/2） 【補助下限】30万円 【対象事業】 ①コロナリスク対応事業 ②新規事業展開調査・検討事業 ③その他、コロナBCPの実効性を高めるための事業 【補助対象】 ・サイバーセキュリティ対策のために必要な調査費やシステム購入費 ・3密を回避するために実施する改修費 ・新事業展開の検討に必要な調査費等 【要件】 コロナBCPを策定済（又は策定予定）	【鳥取県】 とっとりBCPサポートセンター (0857) 26-7987
	テレワーク・オンライン会議等の業務への活用に対して専門家の伴走支援を受けて行う導入を支援	鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金	県内に事務所を有する中小企業者	【補助上限】50万円（補助率1/2） 【対象事業】 テレワーク等の導入目的の明確化、オンライン手法の導入可能な範囲の決定、開発・実施するための業務の洗い出し・業務工程の見直し、システムの決定及び開発委託等に係る経費（謝金、旅費、委託料、消耗品費、印刷製本費、役員費、使用賃借料等）	【鳥取県】 とっとり働き方改革支援センター (フリーダイヤル) 0120-833-877
	障がい者のテレワークに取り組む県内企業等が支援機関等と連携して行う取組を支援	障がい者のテレワーク導入支援補助金	県内に本店、支社、営業所、事務所など事業のための施設を有する事業者で障がい者を雇用中又は補助事業の終期までに雇用する事業者	【補助上限】50万円（補助率1/2） 【対象対象】 ・専門家派遣にかかる経費（謝金、旅費） ・パソコン、タブレット端末、ルーター等のレンタル、リース料等 ・ソフトウェア、クラウドサーバー等の利用料 ・消耗品、通信運搬費等	【鳥取県】 雇用政策課 (0857) 26-7693

	内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
<b>事業継続支援</b>	新型コロナによる離職者を試行雇用する事業者に対して試行雇用期間中の賃金の一部を助成	トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金）	試行雇用を実施する事業者	令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方で、離職期間が3カ月を越え、就労経験のない職業へ就労を希望される方を一定期間（原則3カ月）試行雇用する事業主に対して、試行運用期間中の賃金の一部を助成します。 （短時間労働（週20～30時間） 2.5万円/月、常用雇用（週30時間以上） 4万円/月）	【厚生労働省】 ハローワーク米子  (0859) 33-3911
	出向により労働者の雇用を維持する場合に係る経費の助成	産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者が、出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。 （出向運営経費 助成率：中小企業4/5（解雇を行わない場合9/10）、大企業2/3（解雇を行わない場合3/4）、上限額：12,000円/日・人） （出向初期経費 10万円/人、加算額 5万円/人）	【厚生労働省】 鳥取労働局  (0857) 29-1708
	革新的サービス開発・試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を補助	ものづくり・商業・サービス補助金	中小企業・小規模事業者等	1,000万円（補助率中小企業 1/2、小規模企業者等 2/3） ※ 感染症の影響を受けた方が対象の特別枠は類型A2/3、類型B又はC 3/4） 【6次締切】 令和3年5月13日	米子商工会議所 企業支援課  (0859) 22-5131
	ITツール導入による業務効率化等を支援	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）	【補助上限】 A類型：30～150万円（補助率1/2以下） B類型：150～450万円（補助率1/2以下） 【補助対象】 A類型：1つ以上の業務プロセスの機能が交付申請に含まれている類型 B類型：4つ以上の業務プロセスの機能が交付申請に含まれている類型 【向上させる業務プロセス】 ① 顧客対応・販売支援② 決済・債権債務・資金回収管理③ 調達・供給・在庫・物流④ 業種固有プロセス⑤ 会計・財務・資産・経営⑥ 総務・人事・給与・労務・教育訓練	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター  0570-666-424
<b>事業者の新たな取組への支援</b>	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少の影響を受けている飲食店を経営する中小企業者等が行うテイクアウトやデリバリー等の利用促進・利便性向上等の取組を支援	飲食店テイクアウト・デリバリー等推進事業補助金	次の要件1・2・3の全てを満たす者 ① 市内で飲食店を営む中小企業者等又はこれに類する法人等 ② 令和2年11月30日までに営業を開始した者 ③ 令和2年12月から申請の日の属する月の前月までの売上高のうち、いずれかの月の売上高が、前年同月の売上高と比較して30%以上減少していること	【補助上限】 10万円（補助率4/5） 【対象経費】 ・広告宣伝費（販売促進のためのチラシ、のぼり、クーポン券、看板等の製作費、新聞、雑誌、インターネット等の広告費等） ・手数料（配達代行サービスの利用に係る手数料等） ・委託費（販売促進のためのチラシ等のデザイン料、テイクアウト・デリバリーに係るネット注文システムの構築費等） ・賃借料（配達用バイク又は移動販売車両のリース・レンタル料等） ・消耗品費（弁当容器の購入に係る経費等） 【補助対象期間】 交付決定日から令和3年6月30日まで 【申請受付期間】 令和3年5月31日（月）必着	商工課  (0859) 23-5217
	新規事業分野への進出、事業実施方法の転換等多角化・新転換につながる取組を支援	県内企業多角化・新展開応援補助金	県内中小企業者等（申請前直近1年のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して30%以上減少していること）	【補助上限】 100万円（補助率1/2） 【補助対象事業】 ・事業実施方法の転換（感染症防止対策又は既存事業の拡大に止まるものを除く） ・新分野への進出 ・新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・新サービスの開発 【申請期限】 令和3年8月31日まで	【鳥取県】 企業支援課  (0857) 26-7988
	コロナ後を見据えた飲食店を応援	コロナ後を見据えた飲食店応援事業	県内飲食店、食品加工事業者等（食のみやこ推進サポーターに登録すること）	〇デジタル化で頑張る飲食店応援事業 【補助上限】 1事業者あたり10万円（補助率1/2） 【補助対象】 予約・発注システム、顧客台帳システム、電子マネー決済、会計処理ソフト等の導入 〇食品加工で頑張る飲食店等支援事業 【補助上限】 1事業者あたり25万円（補助率1/2） 【補助対象】 機器導入費、商品開発に係る経費、システム導入又はリース費及び施設改修費、試供品製造・提供費、広告宣伝費等	【鳥取県】 食のみやこ推進課  (0857) 26-7835
	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又は規模拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援	事業再構築促進事業	① 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等 ② 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等 ③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加又は従業員一人当たり付加価値額年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成	【補助額】 （通常枠）100万円～6,000万円（補助率2/3） （卒業枠）6,000万円超～1億円（補助率2/3） 【1次公募期間】 令和3年4月15日～4月30日（以降、4回程度の公募）	【中小企業庁】 コールセンター  0570-012-088

		市の事業	県の事業	国の事業	その他の事業	
		内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口
生産性向上・ 販路開拓		国際動向の変化に伴う対応及び国際的なサプライチェーンの再構築に取組む事業に補助	戦略的海外展開構築支援事業補助金(拡充)	国際動向の変化に伴う対応及び国際的なサプライチェーンの再構築に取組む鳥取県内に本社を有する中小企業者	【補助上限】200万円(補助率2/3) 【対象経費】 サプライチェーンの再構築のための経費 ・調査費 ・コンサルティング費 ・調達先の変更に伴う検査 ・各種認証取得費及びそれらに付随する経費	【鳥取県】 通商物流課  (0857) 26-7850
		販路開拓等の取組を支援	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等	(一般型) 【補助上限】50万円 【補助率】2/3 【補助対象】小規模事業者等が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を補助(機械装置等費、開発費、専門家謝金、広報費、旅費等)	米子商工会議所 企業支援課  (0859) 22-5131
休業補償等		事業主が労働者に対し休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	・一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10とする ・1人1日当たり15,000円が上限 ・1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能(令和2年4月1日～令和3年4月30日に実施した休業) ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象	【厚生労働省】 ハローワーク 米子  (0859) 33-3911
		学校臨時休業に伴う保護者支援	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)	子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、年次有給休暇以外の有給休暇を取得させた事業者主	【助成内容】年次有給休暇以外の有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 【対象期間】 令和2年2月27日から令和3年3月31日まで 【助成金額(日額上限)】 ・8,330円(2月27日から3月31日に取得した休暇) ・15,000円(4月1日以降に取得した休暇) 【申請期限】 ・令和2年2月27日から9月30日までの休暇に関する申請：12月28日 ・令和2年10月1日から12月31日までの休暇に関する申請：令和3年3月31日 ・令和3年1月1日から3月31日までの休暇に関する申請：令和3年6月30日	【厚生労働省】 学校等休業 助成金・支援金 雇用調整助成金 相談コール センター  0120- 60-3999
感染症対策支援		店舗の感染拡大予防対策に必要な経費を補助	新型コロナ感染予防対策推進補助金	県内の飲食店、宿泊施設、理美容業等の接客を伴う営業店舗	【補助額】上限20万円×店舗数(補助率1/2) ※飲食店に限り、パーティション購入経費は補助率9/10(令和3年5月14日購入分まで) 【対象経費】感染予防対策に必要な経費(手洗い場設置・アルコールティスベンサー・仕切り用のアクリル板・透明ビニールカーテン・非接触式体温計・キャッシュレス決済専用端末・CO2モニターの購入経費、換気扇設置等の工事を伴う設備改修等) 【申請期限】令和3年7月30日	【鳥取県】 くらしの安心推進課  (0857) 26-7159
		新型コロナ安心対策認証店の取得に取り組む飲食店に必要な対策経費等を支援	第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業	県内で客席のある飲食店を営む法人・個人事業主(飲食店・喫茶店のい営業許可を有する飲食店・旅館・カラオケ喫茶等)	○認証取得応援金 【支給額】20万円×店舗数 ○認証取得補助金 認証取得に向けた感染防止対策物品・設備購入に係る経費に対して助成 【補助額】20万円×店舗数(補助率9/10) 【対象経費】感染予防対策に必要な経費(手洗い場設置・アルコールティスベンサー・仕切り用のアクリル板・透明ビニールカーテン・非接触式体温計・キャッシュレス決済専用端末・CO2モニターの購入経費、換気扇設置等の工事を伴う設備改修等) ○申請期限 応援金及び補助金ともに令和3年5月14日	【鳥取県】 くらしの安心推進課  (0857) 26-7982
業種別支援	交通	貸切バス等の利用に係る代金の半額割引を助成	貸切バス等利用促進緊急応援補助金	県内の貸切バス等事業者	県内の貸切バス等事業者が実施する、貸切バス等(事前に予約を受けて、貸し切って利用されるジャンボタクシーを含む。)の利用に係る代金の半額割引を助成します。 【補助率】10/10 【補助上限額】1件当たり20万円 【運行期間】令和3年1月1日～ ※予算がなくなり次第終了	【鳥取県】 地域交通政策課  (0857) 26-7641
	観光・宿泊	県民が利用した対象の宿泊施設や観光施設、体験型観光メニューの料金の一部を支援	#WeLove山陰キャンペーン	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の宿泊施設、観光施設、旅行会社など	【補助対象】 ・県内宿泊施設への宿泊料、観光施設の入館料、体験型メニューや観光ガイド等の利用料 ・旅行会社が催行する鳥取県民対象の鳥取県内日帰り旅行商品 ・県内の宿泊または、日帰り旅行を行った鳥取県民に対して配布されたプレミアムクーポン券の利用料金 【補助上限】 ・宿泊施設：1人1回当たり5,000円(補助率1/2) ・宿泊施設以外：1人1回当たり3,000円(補助率1/2) ・プレミアムクーポン券：1人1回当たり2,000円(補助率10/10) 【利用期限】令和3年5月31日	【鳥取県】 観光戦略課  (0857) 26-7099
	文化・芸術	プロのアーティスト、クリエイター等の映像発信に係る収録場所を無償提供	プロアーティスト等による動画配信応援事業	新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴い、活動の自粛を余儀なくされているプロのアーティスト、クリエイター等	米子市文化ホールなど文化施設の別途指定する部屋、スペースなどを一般利用に支障のない範囲で、無償で提供(～9月30日まで)	文化振興課  (0859) 23-5436

		内容	支援	対象者等	支援内容・取組内容	担当窓口	
業種別支援	文化・芸術	市内のライブハウスやホール等を会場として行われる有料イベントの減収分を補助	イベント開催促進事業	新型コロナウイルス感染症対策のため入場者数を50%以下に制限して市内のライブハウスやホール等を会場としてイベントを主催する個人・団体・事業者等	ホールやライブハウス等で開催する有料イベントにおいて入場制限を行った場合の入場料の一部を補助【補助上限】50万円(補助率 定員減少分の1/2相当) 【対象イベント】音楽、演劇、舞踊その他芸術、パフォーマンス、伝統芸能、大衆芸能など ※研修会、式典等は除く。 ※無観客公演や動画撮影は対象外 ※ドリンクチャージ等、飲食費は除く 【補助対象期間】令和3年9月30日まで。 ただし受付期間は令和3年9月15日(水)まで。	文化振興課	(0859) 23-5436
		イベントを延期・中止したにも関わらず必要となった経費の補助	芸術文化活動持続化補助金	イベントを主催する個人・団体・事業者等(市内を拠点とする)	延期・中止したにも関わらず必要となった経費(チラシ作成費等)に対して1/2を助成 上限:1事業につき5万円(事業者1回限り) 【補助対象期間】令和3年9月30日まで	文化振興課	(0859) 23-5436
	福祉	作業の受注が減少している障がい福祉サービス事業所への支援	障がい福祉サービス事業所等支援事業	障がい福祉サービス事業所	事業所へ作業を発注	障がい者支援課	(0859) 23-5153
	その他	市内の店舗で使用できるプレミアム付商品券の発行	もっと買って応援! よなごプレミアム付商品券	市内事業者(一部の業種を除く)	1冊7,000円分の商品券を5,000円で販売 販売数:100,000冊 利用期間:令和3年8月31日まで ※当選者への販売は5月2日まで	商工課	米子市プレミアム付商品券事務局 ※取扱店舗関係 (0859) 22-1332
相談窓口		経済対策・雇用に 関する電話相談窓口	事業者向け相談窓口	市内事業者	経済対策・雇用に関する電話相談に対応	経済戦略課	(0859) 23-5216
		国及び県の経済対策 予算の補助金等の 相談・申請窓口	コロナに打ち克つ! 経済対策予算 ワンストップ 相談窓口	県内の事業者	県内事業者による新型コロナウイルスに関する国・県経済対策の補助金等の相談・申請を、社会保険労務士・行政書士・税理士がサポート	【鳥取県】 (鳥取県西部 総合事務所内) 西部 ワンストップ センター	(0859) 31-9637
		経営相談に対応	新型コロナウイルス に関する 経営相談窓口	中小企業・小規模事業者等	経営相談窓口を開設して、資金繰りや補助金申請などの経営相談の実施。 【時間】 平日9時から17時まで ※祝祭日を除く ※完全予約制 【会場】米子商工会議所2階 【相談料】無料	米子商工会議所 企業支援課	(0859) 22-5131

※各支援事業は、新型コロナウイルス感染症の状況や予算の都合等により、本表に記載の期間内であっても事業を終了する場合があります。事業の詳細や実施状況等については、各担当窓口にお問い合わせください。